



2021年6月14日

各 位

会 社 名 ティーライフ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西上 節也
(コード：3172 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 伊藤 和也
(TEL. 0547-46-3459)

消費者庁からの措置命令に対する執行停止の決定について

当社は、2021年3月23日に消費者庁より発出された当社が販売する「メタボメ茶」の広告表示の一部について、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項に基づく措置命令に対して、2021年4月13日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起するとともに、措置命令の執行停止申立を行ってまいりましたところ、2021年6月4日に東京地方裁判所より取消訴訟の第一審判決の言い渡しまでその措置命令の効力を停止する旨の決定が発令されましたことをご知らせいたします。当社といたしましては、取消訴訟において優良誤認表示でない等、当社の主張の立証に努めるとともに、今後とも役職員一同、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

お客様や株主様をはじめとする関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上